

公益財団法人小野奨学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人小野奨学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大阪府下の大学に在学する学生で、学業・人物共に優秀でかつ健康であって学資の支弁が困難と認められる者に奨学金の給与を行い、又経済的に困窮する学生等（留学生を含む。）に対し学生寮を廉価にて提供し、もって社会・文化の発展並びに国際交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の公益目的事業を行う。

- (1) 奨学金の給与
 - (2) 奨学生のうち優秀者に対する表彰
 - (3) 留学生等学生寮の設置運営
 - (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する公益目的事業については大阪府の区域内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び特定資産並びに運用財産の3種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) この法人が公益財団法人への移行を登記した日の前日に財産目録に基本財産として記載された財産で、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産
 - (2) 理事会において運用財産又は特定資産から基本財産に繰入れることを決議した財産
- 3 基本財産以外で理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。
- 4 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

- 5 特定資産のうち特定費用準備資金及び特定の資産又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理)

第6条 この法人の財産は、理事長が管理しその方法は、理事会で別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、その運用収益を公益目的事業費及び管理費に充てるべきもので、原則としてこれを処分し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会の議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により承認を得た後、その一部を処分して公益目的事業費に充て又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(特定資産の処分)

第8条 特定資産への繰入れ及び特定資産の取り崩しは、理事会の議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決を経て行う。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出し、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時評議員会において報告され又は承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され又は承認を受けた書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金並びに重要な財産の処分)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会において議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経るものとする。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも前項と同じ議決を経るものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第11条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第14条 この法人には、評議員 5名以上 7名以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつてこれらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員はこの法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任 期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員に対して毎年度の総額1,400,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 合併契約の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか必要ある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して会議の日時・場所・目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議 長)

第23条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席した評議員の中からその都度互選により選出する。

(決 議)

第24条 評議員会の決議は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合においては、議長は評議員として議決に加わることができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 合併契約の承認
- (6) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうち選出された署名人1名は前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第28条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上 7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

5 理事又は監事に異動があったときは2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、この法人の業務を総理する。

3 理事長は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 その他、監事に認められた法令上の権限を行使し義務を履行する。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第34条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第35条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に原則として6月及び3月の2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第31条第3項の規定により監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招 集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第41条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法については、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の議決を経て変更することができる。

2 公益法人認定法第11条1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第46条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 選考委員会

(選考委員会)

第49条 この法人には、第4条第1項第1号及び第3号の事業の対象となる者を別に定める選考規程に基づき選考するために奨学生等選考委員会をおく。

(選考委員)

第50条 奨学生等選考委員会は6名以下の選考委員をもって組織する。

- 2 選考委員は学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 選考委員のうちにはこの法人の役員及び評議員が2名をこえてはならない。
- 4 選考委員の選出にあたっては、各選考委員相互に親族その他特殊な関係にある者が含まれてはならない。
- 5 選考委員のうちにはこの法人の役員の親族その他特殊な関係にある者が選考委員総数の3分の1をこえて含まれてはならない。
- 6 第32条第1項の規定は選考委員に準用する。この場合において規定中「理事」とあるのは「選考委員」と読み替えるものとする。
- 7 委員会の任務及び構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第51条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は理事長が任命する。

第11章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほかこの法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(細則)

第54条 この法人が保有する株式についてその株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、次に掲げる事項を除きあらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募

(4) 株主宛配布書類の受領

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人は、当初小野雄造氏及び小野順造氏からの拠出金により昭和50年9月27日に創設されたものである。
- 4 この法人の最初の代表理事は久保井一匡とする。
- 5 この法人の最初の評議員の氏名は次のとおりである。

大 谷 晃 一
久 保 井 聡 明
阪 本 芳 幸
島 田 尚 一
大 黒 ト シ 子
千 熊 正 彦
北 條 勝 彦

附 則

- 平成22年10月25日 第34条一部変更。
平成23年6月17日 第50条一部変更。
平成25年6月6日 第52条一部変更。